

# 全労済協会だより

vol.62

## CONTENTS

- 公募委託調査研究(2009年度採用) ..... 1  
(地域社会の課題と展望)  
「次世代育成支援行動計画における地域子育て支援事業の評価に関する研究」  
小野セレスタ摩耶氏(滋慶医療科学大学院大学専任講師)の報告概要です。
- 第132回理事会開催報告 ..... 2  
2012年2月21日(火)開催
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険<sup>⑱</sup>」 ..... 3  
今回のテーマは「年金の世代間格差と若者について」考えます。
- シリーズ 慶弔(自治体提携用) 共済 Q&A<sup>⑱</sup> ..... 4
- 全労済協会からのお知らせ ..... 4  
●当面のスケジュール

## 公募委託調査研究(2009年度採用)

### 〈地域社会の課題と展望〉

# 「次世代育成支援行動計画における地域子育て支援事業の評価に関する研究」

滋慶医療科学大学院大学専任講師 小野 セレスタ 摩耶

当協会に対して、上記研究の成果報告がありました。その要約を掲載します。

なお、今回ご紹介した報告は研究報告誌として後日発行する予定です。

## 報告概要

### 1. 本研究の趣旨

次世代育成支援行動計画には、地域における乳幼児期から青少年期(思春期)の子どもとその保護者を対象とした様々な事業が盛り込まれている。これら事業は、子どもの心身の健全な育成や親の子育て不安・負担の軽減・孤立の防止など様々な側面での有効性が指摘されている。特に地域子育て支援に関する事業は、ますますその重要性が認識され、事業が拡大されているところである。実際に利用者たる住民からは、その有効性や効果を評価する声も多い。また、提供側・支援側としても手ごたえを感じていることが少なくない。しかしながら、実際にはこれら事業の有効性や効果を客観的に示すような利用者評価は行われておらず、事業の効果・成果は十分に評価されていない現状がある。

そこで本研究は、次世代育成支援事業のうち近年事業拡大と充実の傾向が著しい地域子育て支援に関する事業(以下、事業)に焦点化し、適切な評価方法等を検討し、利用者評価ツール(以下、ツール)を開発することを目的とした。また、利用者評価体制の構築についても検討を行った。なお、調査や試行は兵庫県伊丹市の協

力を得ながら実施した。評価の主体を地域の各事業・サービスの利用者とし、修正デザイン・アンド・ディベロップメント(以下、M-D&D)の手法を用いて研究を行った。M-D&Dには、第1フェーズから第4フェーズまで4つの手続きがある。第1フェーズでは、①利用者評価についての現状・問題点・課題等の情報収集と分析、②事業の詳細の把握と評価実施事業の抽出、③利用者への質的調査の実施、の3つを行った。第2フェーズでは、①ツール試案の検討、②ツールのたたき台の作成、を行った。第3フェーズでは、①たたき台の試行、②ツールの課題と問題点の明確化、を行った。そして、最後に第4フェーズに向けたツール普及のための課題の抽出を行った。

### 2. 研究結果・考察

事業を事業目的ごとに再分類し、分類名を付けたもののうち、「広場関連事業」・「保育関連事業」の2つに注目して研究を進めた。第1フェーズとして実施したテキストデータ分析では、①スペース、②開所・閉所時間、③実施回数、④広報、⑤価格、⑥アクセス、を利用者は事業を評価する上で重要と考えていることが明らかとな

った。同じく第1フェーズで実施した質的調査では、①利用しやすい雰囲気、②安心感、③アクセス、④すぐ利用可能か否か、⑤建物・設備、⑥スペース、⑦利用時間・利用期間、⑧広報、⑨価格、⑩スタッフの受容的態度、⑪スタッフの質、⑫理解しやすいサービス内容、⑬理解しやすい利用方法、を利用者は事業を評価する上で重視していた。さらに、「主観的効果」をたずねる項目もツールには必要であることが示唆された。

ここまで述べてきた結果から、実際にツールを作成し試行を行った。質問項目は「広場関連事業」・「保育関連事業」に共通する項目と、各関連事業独自項目に大別されるが、質問項目の構成は①スタッフの対応、②施設・サービスの提供環境、③保護者にとってのサービス利用後の主観的効果、④子どもにとってのサービス利用後の主観的効果、⑤サービスへの期待との合致度、と共通している(領域別項目)。また、総合的な満足度をたずねる項目(3項目)も作成した(満足度項目)。質問項目数は前者が43項目、後者が44項目である。試行は、「広場関連事業」では「地域子育て支援拠点事業」1事業全7カ所、「保育関連事業」では、「体験保育」、「一時保育」、「休日保育」、「地域子育てバックアップ事業」、「育児ファミリーサポートセンター事業」、「児童くらぶ」の6事業で行った。属性以外の項目は「全くそう思わない」から「とてもそう思う」までの7件法でたずねている。

利用者評価の分析は、“利用者評価として”と“ツール試行として”の2つに分けて行った。前者では、いずれの事業についても概ね良好な結果であった。全体として「広場関連事業」の方の平均値が高くなっている。「保育関連事業」では、全体として評価がばらついている傾向があった。今後詳細な分析結果を伊丹市へフィードバック

する予定である。後者では、因子分析を行い項目の妥当性と信頼性の検証を行った。妥当性については、今後も項目内容を検討・改良していく必要性が示唆された。信頼性は、ある程度確保することができた。以上から、今後もツールの精緻化作業を行って問題がないと判断した。今後は明らかとなった課題を十分考慮し、改良したうえで、他市でもツールを普及する予定である。

### 3.まとめ

今回の研究では、毎回同じツールを使って評価することを想定し、同じ系統の事業を関連事業としてグループ化してツール開発を行った。試行の結果、同じツールで評価を積み重ねることにより、①市内の地域差や他市との違いを把握できること、②年度別変化を把握できること、③同グループ内であれば、他事業であっても結果が比較可能であること、④共通項目により他グループの事業であってもある程度結果が比較可能であること、等の利点があり、ツール普及の意義は大きいことが示唆された。また行政は利用者評価を積極的に推進すべきあり、利用者評価結果を一つのエビデンスとして上手く活用することで、行政として“どこまで”・“なぜ”事業やサービスを実施すべきかをより明確にできる。しかしながら、地域を基盤とする福祉事業・サービスは、利用者が一方的に受容するためのものではなく、本来、地域の人々が自ら地域や自分の問題に気づき、解決に向けて取り組めるようになることを目的に創られたものである。この点も含めて利用者評価は、地域の人々が自分たちの問題に自分たちで気付くための一助となるものであり、評価を積み重ねていくことで、地域組織化や福祉文化の醸成に貢献できるものであると考える。

## 第132回理事会開催報告

**第132回理事会を下記のとおり開催いたしました。**

**なお、若干の質疑を行いながら協議を行ったすべての議案について承認されました。**

●日 時 2012年2月21日(火)

●場 所 全労済協会 会議室

●議 題

第1号議案	2011年度上半期業務報告および中間決算報告承認の件
第2号議案	業務報告承認の件
第3号議案	2012年度事業計画(骨子案)に関する件
第4号議案	新法人の役員選出に関する件
第5号議案	最初の評議員の選任方法に関する件
第6号議案	評議員の選出(交代)に関する件
第7号議案	その他



## 暮らしの中の社会保険・労働保険⑩「年金の世代間格差と若者について」

公的年金の世代間格差が将来拡大し、若者世代は負担に見合った給付が受け取れないとの見解も広まっています。そこで、今回は年金の世代間格差と若者について考えます。

### Q1. 公的年金の世代間格差はさらに広がるのですか。

**A1.** 社会保障の世代間格差を計算した鈴木亘学習院大学教授らのディスカッション・ペーパー「社会保障を通じた世代別の受益と負担」が、1月に公表されました。この中で公的年金制度の受益と負担の状況が世代別に示されています。それによれば賦課方式、少子化、平均余命の伸び、保険料率の段階的引上げなどの歴史的事実、および厚労省が平成21年財政検証で用いた経済前提(物価と賃金の上昇率、運用利回り)などを用いて計算したところ、1955年生まれが分岐点で、翌年生まれ以降1985年生まれにかけて純負担は拡大し続けるとされています。〈表1〉

〈表1〉生年別の受益と負担(公的年金計):万円

生年	生涯受給額	生涯保険料	差引
1950	1,938	1,436	502
1955	1,877	1,876	0
1960	1,783	2,066	-283

出所:内閣府経済社会総合研究所ホームページより

ところで、この計算において被用者年金の事業主負担分は生涯保険料に含まれ、個人が負担したものと見なされています。これも一つの考え方ですが、事業主負担がなくなればその分だけ雇用者への賃金に振り向けられるとは限らず、企業経営の競争力強化のためのコスト削減に向けられることも考えられます。つまり、厚生年金保険料の法定1/2の事業主負担分を個人の負担とは見なさないという考え方もあります。後者のように考えれば個人の受益と負担の分岐点はさらに若い世代に移行するか、経済前提などの如何によっては全世代で受益超過となることも考えられます。なお、基礎年金国庫負担分は生涯保険料に含まれないとされているため、このペーパーでは国民年金第1号被保険者の純受益は生年に関わらずプラスとなっています。

### Q2. 若い頃の保険料が免除されたり、未納になっていましたが、追納した方がいいのでしょうか。

**A2.** 上記試算の重要な点は、一定の前提のもとで第1号被保険者は平均的には納付した保険料以上の年金給付を受給できるということです。この一定の前提には、基礎年金の給付に要する費用の1/2を国庫が負担することも含まれています。しかし、12、13年度はそのための安定財源が確保できず財源約6兆円を交付国債で手当てし、20年かけて償還することが国会審議等で示されています。社会保障の持続可能性への懸念が現実のものとならないように「社会保障・税一体改革」の実現など、政治の責任が問われる所以です。さて、このように考えていくと、年金保険料の未納期間は追

納したほうがメリットは大きいと言えます。加えて、追納保険料は扶養家族分を含め全額所得控除の対象となります。本来は時効により未納保険料は2年を超えて遡って納付できませんが、本年10月からは3年間の時限措置で、10年前まで遡って時効にかかる未納保険料を納付できるようになりました。これを「後納保険料」と言い、免除を受けた保険料の遡及支払いである「追納保険料」と区別しています。ただし、この場合政令で定める額が加算されます。詳細は未定ですが、同様に政令で定める額が加算される学生納付特例の追納の場合を参考までに示すと表2の通りです。

〈表2〉各年度の国民年金保険料と追納保険料(月額):円

年度	保険料	追納保険料	割増率
2001年度の月分	13,300	15,350	15.4%
2002年度の月分	13,300	14,760	11.0%
2003年度の月分	13,300	14,540	9.3%
2004年度の月分	13,300	14,340	7.8%
2005年度の月分	13,580	14,380	5.9%
2006年度の月分	13,860	14,440	4.2%
2007年度の月分	14,100	14,470	2.6%
2008年度の月分	14,410	14,580	1.2%
2009年度の月分	14,660	14,660	—
2010年度の月分	15,100	15,100	—

注:追納保険料は2012年3月末までに追納する場合の金額

出所:日本年金機構ホームページなどから作成

また、学生納付特例や若年者納付猶予の適用を受けた期間は、そのままにしておくで老齢年金には反映されません。この点で法定免除や申請免除(全額 $\sim$ 1/4)と異なります。追納は原則として古い月分から順に行いますが、日本年金機構のホームページなどで、自身の年金納付記録を知ることができます。先日、知人に付き添い学生納付特例期間の追納、年金記録重複の是正の手続き、時効にかかる保険料の後納等の問い合わせに年金事務所に伺いました。平日以外に、第2土曜日でも週末相談が行われ、各年金事務所のホームページに日時ごとの予想窓口混雑状況が案内されるなど、大変丁寧な対応がされています。

### Q3. 世代間格差を緩和するために何が必要ですか。

**A3.** 政策選択により、出生率が向上すれば、マクロ経済スライドの適用期間の短縮等を通じて若者世代の将来の老齢年金受給額を増加させることができます。また、専業主婦などの第3号被保険者や60歳代の高齢者の就業率が高まり、第2号被保険者が増加すれば、将来の平均的な老齢年金額を増やし、安心を確かなものにするすることができます。このことは若者世代にも好ましい環境を提供します。そもそも国民年金制度は老齢などによる生活の不安を「国民の共同連帯」により防止することを目的としています。個人の利害も大事ですが、あわせてこの理念を今一度思いおこしたいものです。

(監修:社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

## シリーズ 慶弔(自治体提携用) 共済 Q&A ⑱

Q

現在慶弔共済に加入している内容を見直したいが、手続き方法や給付金額の変更はどのようになりますか？

A

現在加入している内容の見直しは、1共済期間の中で一度だけ行うことができます。手続きの方法としては、新たに見直した内容を記載した所定の「契約申込書」と現契約の「変更・解約届」の提出が必要となります。見直しをした結果、これまでの給付項目や給付金額から変更になるものについては、それぞれの事由発生確定日における保障内容が適用されることとなります。

### 〈事例紹介〉

- 契約期間:2011年4月1日～2012年3月31日の1年間
- 新たな内容での保障開始日:2012年1月1日(満期は変わらず3月31日となります。)
- 見直した内容:傷病休業見舞金の休業14日以上 現行10,000円⇒見直し後5,000円

2011/12/22  
病気により休業開始

2012/1/4  
休業14日目

2012/1/1  
見直し後の保障開始  
10,000円⇒5,000円

事由確定日は2011/12/22?  
それとも2012/1/4?  
どちらの金額が適用されるの!?

Question



Answer



傷病休業見舞金の事由確定日は14日以上の休業の場合は「14日目」にあたる日が「事由確定日」となりますから、事例の場合は2012/1/4が事由確定日となります。事由確定日時点の給付内容は5,000円に変更されていますから、給付は5,000円となります。

## 全労済協会からのお知らせ

### ▶ 全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
4月7日(土)	岩手講演会(寺島実郎氏「真の復興への視座」他)	於:アイーナホール(いわて県民情報交流センター・岩手県盛岡市)
4月13日(金)	第2回運営委員会	2012年度 事業計画(案)他

全労済協会だより vol.62 2012年3月

発行: **全労済協会**  
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会  
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階  
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》http://www.zenrosaikyokai.or.jp